

## 改正労働者派遣法に基づくマージン率等の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※小数点以下一位未満を四捨五入する

対象期間：平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 8 月 31 日

## 1. 労働者派遣の実績及びマージン率

拠点名称	株式会社ライン
拠点の所在地	兵庫県尼崎市南塚口町 1 丁目 6 番 9 号 塚口ビル 3 階

※派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1 日 8 時間当りの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1 日 8 時間当りの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
51 名 (令和元年 8 月 31 日現在)	2	12,879 円	8,127 円	36.9%

## ●マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの person 費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費・出張費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金・社会保険料・有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

## 2. 教育訓練に関する事項

- ・人材派遣のシステム(基礎)
- ・入社時研修(作業手順・腰痛防止・整理整頓・危険予知・清潔・清掃訓練等)
- ・医療的ケア研修(食事・口腔ケア、血圧、体調不良時、解熱、転倒防止、胃瘻・吸引等)
- ・ビジネス研修

## 3. 労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無

有り

有効期間…令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

労使協定の対象となる労働者の範囲…全ての派遣労働者